

## 貸金業に係る表示

登録番号	東京都知事（7）第 29920 号
貸金業者の商号	クレディ・スイス証券株式会社
有効期限	令和 6 年 2 月 28 日～令和 9 年 2 月 28 日
貸付条件	該当ありません
媒介条件	以下、媒介条件表に記載

## 媒介条件表

媒介手数料の計算方法	媒介に係る貸付けの金額 × 5.0%（上限）
<b>媒介に係る貸付の条件</b>	
貸付けの種類	手形貸付の媒介 証書貸付の媒介 売渡担保の媒介 手形の割引の媒介
貸付けの利率	個別案件による。但し、実質年率 20.0%を上限とする。
返済の方式	下記のいずれかの方式のうち個別案件の契約による。 イ. 一括返済方式 ロ. 元利均等返済方式 ハ. 元金均等返済方式 ニ. 定率リボルビング方式 ホ. 定額リボルビング方式 ヘ. 自由返済方法 ト. その他の方式
返済期間	最短 1 日から最長 50 年。但し、永久ローンについては永久。
返済回数	個別案件の契約による。
指定紛争解決機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
<b>手形割引の媒介条件表</b>	
媒介手数料率	媒介に係る貸付けの金額 × 5.0%（上限）
媒介に係る手形割引率	個別案件による。但し、実質年率 20.0%を上限とする。
指定紛争解決機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター